

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例案

令和3年(2021年)2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例

札幌市介護保険条例(平成12年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「34,638円」を「34,635円」に改め、同項第2号中「45,029円」を「45,026円」に改め、同項第3号中「51,957円」を「51,953円」に改め、同項第4号中「62,348円」を「62,343円」に改め、同項第5号中「69,275円」を「69,270円」に改め、同項第6号中「79,667円」を「79,661円」に改め、同号ア中「地方税法」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の地方税法」に改め、「合計所得金額(」の次に「当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、」を、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「令第22条の2第1項の」を「令第22条の2第2項に規定する」に改め、「とし、」の次に「当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。」を加え、同項第7号中「86,594円」を「86,588円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第8号中「103,913円」を「103,905円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日

の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第9号中「121,232円」を「121,223円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第10号中「138,550円」を「138,540円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第11号中「145,478円」を「145,467円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第12号中「152,405円」を「152,394円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第13号中「159,333円」を「159,321円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「20,783円」を「20,781円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「34,638円」を「34,635円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「48,493円」を「48,489円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

令和3年度から令和5年度までにおける介護保険料を定めるほか、介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の段階の判定に用いる所得の額の算定方法を改めるため、本案を提出する。